

障害者週間 12月8日(金)～9日(木)は 障害者週間 です

国民の間に広く、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

この機会に、障害者の自立と参加に対するより一層の理解とご協力をお願いします。

問 障害福祉課(☎826-1111 内線2339)

また、本市では、障害者が安心して暮らせるまちづくりをめざした施策を進めています。その一部を紹介しします。

◎あんしん乗降スペースの設置

土浦駅亀城公園口(西口)のペDESTリアンデッキ下部に、あんしん乗降スペースとして、車いす対応の一般乗降場(1台)を設置しました。

※あんしん乗降スペースは、どなたでも利用できますが、障害者などが利用しているときには、ご配慮をお願いします。



問 都市計画課(☎826-1111 内線2465)

～障害者用駐車場の適正利用にご協力ください～



このマークのある駐車場は、車いすを利用している方や障害者のための駐車スペースです。

適正な利用にご協力ください。

◎福祉の店「ポプラ」中央店の運営

障害者の社会活動支援と地域住民との交流を図る拠点として、福祉の店「ポプラ」中央店を開設しています。

皆様のご来店をお待ちしております。

ところ/中央一丁目12-15

営業時間/午前11時～午後6時

定休日/毎週水曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

取扱商品/木工品、クッキー・ジャムなどの食品、ビーズ細工、点字名刺など

問 福祉の店「ポプラ」中央店(☎090-4700-7141)



福祉の店「ポプラ」中央店

人権週間 12月4日(土)～10日(金)は 人権週間 です

1948(昭和23)年12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー(Human Rights Day)」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として、各種の人権啓発活動を行っています。

一人ひとりには違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人々の人権を侵害することもあります。

人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

問 水戸地方法務局土浦支局(☎821-0792)

◎常設相談窓口

とき/日～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

ところ/水戸地方法務局土浦支局



◎特設人権相談所

とき/12月1日(水) 午前10時～午後3時

ところ/一中地区公民館

※詳しくは、市総務課(☎826-1111 内線2330)までお問い合わせください。

62回人権週間強調事項

みんなで築こう 人権の世紀

～ 考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心 ～

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人権取引をなくそう